

令和5年4月17日
堺市

深井高架橋ほか4橋補修詳細設計業務の設計図書の訂正について（通知）

深井高架橋ほか4橋補修詳細設計業務の設計図書等（特記仕様書）について、下記の通り、一部訂正しますので、お知らせします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

<特記仕様書>

（別紙2）積算上の条件について

2. 訂正内容

<特記仕様書>

「（別紙2）積算上の条件について」に「4. 夜間業務の技術者・労務単価」の項目を追加する。

《訂正後》

4. 夜間業務の技術者・労務単価

本業務における技術者・労務単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書（参考資料）「技術者基準日額時間外手当の算出」に準じて算定するものとする。【土木工事標準積算基準書（基準額×1.5）とは異なる。また、「技術者・労務基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数（深夜）×割増すべき時間数」、「技術者・労務基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数×割増すべき時間数」それぞれで、1円未満切捨てとしている。】
作業時間帯および休憩時間帯については、下記の通りとして積算している。

作業時間帯	休憩時間帯	備考
21時00分～6時00分	1時00分～2時00分	

注）作業時間、休憩時間は、業務契約上の拘束力を生じさせるものではない。

特記仕様書正誤表

工事名称：深井高架橋ほか4橋補修詳細設計業務

ページ	番号	訂正箇所	誤	正	備考						
(別紙2) 積算上の条件について	4. 夜間業務の技術者・労務単価	追加	—	<p>4. 夜間業務の技術者・労務単価</p> <p>本業務における技術者・労務単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書（参考資料）「技術者基準日額時間外手当の算出」に準じて算定するものとする。【土木工事標準積算基準書（基準額×1.5）とは異なる。また、「技術者・労務基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数（深夜）×割増すべき時間数」、「技術者・労務基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数×割増すべき時間数」それぞれで、1円未満切捨てとしている。】作業時間帯および休憩時間帯については、下記の通りとして積算している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業時間帯</th> <th>休憩時間帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21時00分～6時00分</td> <td>1時00分～2時00分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 作業時間、休憩時間は、業務契約上の拘束力を生じさせるものではない。</p>	作業時間帯	休憩時間帯	備考	21時00分～6時00分	1時00分～2時00分		
作業時間帯	休憩時間帯	備考									
21時00分～6時00分	1時00分～2時00分										